

## 山梨県環境保全審議会廃棄物部会（平成27年度第2回）会議録

1 日時 平成27年11月18日（水） 午前10時～12時

2 場所 山梨県庁防災新館401会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）平山公明 牛奥久代 喜多川進 島崎洋一 永井寛子  
伊藤智基 白川恵子 東原記守 藤波博

（事務局）笹本環境整備課長 渡辺廃棄物対策指導監 本田総括課長補佐  
施設計画担当（6人） 産業廃棄物担当（2人） 不法投棄対策担当（1人）

4 傍聴者等の数 5人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 開会あいさつ
- (3) 廃棄物部会長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した議題

- (1) 第1回廃棄物部会における意見等について【公開】
- (2) 次期廃棄物総合計画の基本方針について【公開】
- (3) 次期廃棄物総合計画の目標設定について【公開】
- (4) 廃棄物処理に係る課題と次期廃棄物総合計画での主な取組み・施策について【公開】  
各主体の役割と取り組むべき事項について【公開】  
廃棄物の発生抑制等のための県施策の推進について【公開】
- (5) その他【公開】

7 議事の概要

(1) 第1回廃棄物部会における意見等について

（事務局）

資料1「第1回廃棄物部会における意見等について」を基に説明

（議長）

今の説明で、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

（委員）

コンビニの弁当や学校の給食で、量が多すぎるために、残ったものが捨てられるということがあると思います。

例えば、学校の給食であれば、最初に必要な量だけ配って、足りない場合には、おかわりをすれば良いと思います。

今回のこの中長期的な計画を作成する中で、この点について、コンビニの弁当を

製造しているところ等と協議をするのも良いかと思えます。

(事務局)

まさに食品ロスの対策として、「適正な量を」ということと「無駄にしてはもったいない」というような取り組みは必要となってくると思えます。

今後施策にどのように反映していくか検討します。

(議長)

ありがとうございました。他に何かご意見やご質問がありましたらお願いします。無いようでしたら、先に進みます。

## (2) 次期廃棄物総合計画の基本方針について

(事務局)

資料2「第3次山梨県廃棄物総合計画の構成」、資料「次期廃棄物総合計画の基本方針について」をもとに説明

(議長)

今の説明で、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

(委員)

説明のあった、災害廃棄物の「災害」というのは、例えば、原子力発電所の事故により生じた廃棄物も含まれるのでしょうか。

(事務局)

廃棄物処理法では、放射性物質に汚染された廃棄物については適用を除外されております。

しかし、平成23年に発生した東日本大震災による原子力発電所の事故由来で発生した廃棄物のうち汚染レベルが一定より低い廃棄物については、災害廃棄物の処理に関する特別措置法で、廃棄物処理法の対象としております。

このように、原則としては、放射性物質に汚染された廃棄物は法の適用対象外ですが、今後、自然災害により、放射性汚染廃棄物が生じた際には、同様の対策がとられる可能性があります。

また、ここでいう災害は、自然災害を対象としており、同じ火事でも、地震発生の二次災害により生じた大規模な火事により発生した廃棄物については、ここでいう災害廃棄物として取り扱われる場合がありますが、通常の家屋の火事で発生した廃棄物であれば、これに入りません。

(委員)

国の考え方は、「災害」と「大規模災害」を区分しています。先程、事務局から説明があったように、自然災害の中で「身近な災害」や「県レベルでは対応できない非常災害」など、この計画の中でどのように整理していくのかだと思います。

(議長)

資料「次期廃棄物総合計画の基本方針について」の「次期廃棄物総合計画の基本方針(案)」に記載されている4つ事項が、基本方針の案として示される予定であるという理解で良いですか。

(事務局)

今回ご意見をいただいたものを踏まえた上で、次回、全体の素案を示しますので、そこでまたご意見をいただきたいと思います。

また、その後、パブリックコメントを実施し、その結果を受けて、最終的な案を作成する予定です。

(議長)

よろしいでしょうか。それでは、次の議題に進みます。

### (3)次期廃棄物総合計画の目標設定について

(事務局)

資料「次期廃棄物総合計画の目標設定について」を元に説明

(議長)

今の説明で、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

(委員)

産業廃棄物のところで、リニア工事の話がありましたが、こういった廃棄物がどのくらい発生しているのですか。

(事務局)

量は今ここで直ぐには出せないのですが、リニア工事で発生する廃棄物で、一番懸念されているのはトンネル工事が出る汚泥です。

トンネル工事が出る汚泥というのは、現状再生利用が図られていないというのがあり、それが再生利用率を下げる原因になっています。

(委員)

再生利用できない汚泥は、どこでどのように処分されているのですか。

(事務局)

基本的には脱水等の減量化後、埋立をするのがメインになっています。

元々は、汚泥といってもトンネル工事に出てくるものですから、質的には、土、要するに泥水ですが、脱水すると粘土が乾いた状態になり、それを再生利用する場所がないというのが一つの問題です。

再生利用できないのであれば、どこかで処分しなければならないのですが、法的には埋立という方法になります。それで最終処分量も増えるという予測になっております。

(議長)

埋立の具体的な場所はどこですか。県内にもあるのですか。

(事務局)

県内にはありません。汚泥の再生利用の方法として、有害物質が出てこないことが前提ですが、元々の成分が土であるため、石灰を入れたり加工することにより、土としての質を高めて、砕石場の埋め戻し材として使うという手段や、建設工事の造成に使うという手段があります。ただそうすると、普通の土を使うのと汚泥を処理したものをを使うのと経済的にどちらが良いのかという話になり、なかなか再生利用が進んでいない状況です。

(議長)

他に何かありますか。

(委員)

(5) 目標設定の再生利用率のグラフにつきまして、平成24年度までの再生利用率は50%近辺であるのに対し、平成25年度は55%に一気に上がっていますが、その理由はこういったところにあるのでしょうか。

また、平成25年度の再生利用率を基準に目標を56%に設定することとしていますが、たまたま、平成25年度だけ再生利用率が高かったのか、それとも、この値をずっとキープしていけるのか、前者であれば、目標の達成が難しいのではないかと感じますが、いかがですか。

(事務局)

このことについては、二つの要因が考えられます。

一つは、その下の表の最終処分量を見ていただくと分かりますが、平成25年度に最終処分量が激減しています。これは、主に、リニア実験線の工事が終わったことによるものと考えられます。

それを再生利用率にフィードバックすると、再生が難しい廃棄物の排出が平成24年度をもって一旦落ち着いたために、平成25年度の数値が上がったということがあります。

ただ、実際には統計上の問題もあると考えます。

平成25年度は、実態調査といって、排出事業者へのアンケートを実施して出していますが、このような調査は5年置きにしか実施していないので、その前の実施は平成20年度になります。

平成21年度～平成24年度の数値は、大量に廃棄物を排出している事業者から毎年実績報告を受けているので、この数値を平成20年度の数値にプラスして変動を見ており、統計上、数値が大きく変化することはありません。

このため、実態とすると平成20年度から平成25年度にかけて、再生利用率はゆるやかに上昇してきたのではないかと想定されます。以上二点です。

(委員)

たまたまの55%ではないということですね。ありがとうございます。

(議長)

他に何かありますか。

(委員)

行動目標についてですが、内容を簡単に言いますと、県民にがんばれ、事業者にがんばれ、と言っていますが、県も排出者なので、県も率先して範を垂れて欲しいと思います。

県も現状これだけごみを排出しているため、これだけ減らします、というのがあっても良いのではないかと思います。

(事務局)

県は排出者の立場では、事業者に含まれるという理解です。

また、施策として県の取り組みを示しています。

(議長)

県の排出者としての現状と取り組みが、分かりやすく示されていれば良いのでは、ということだと思います。

(事務局)

検討させていただきます。県も排出者として排出量減らしましょうという取り組みを行っているので、それも確認した中で、記載できるのか、また、どこまで記載できるのか検討したいと思います。

(委員)

県民に対する行動目標は、市町村におろすということですか。

(事務局)

後にも説明しますが、市町村が取り組むもの、県が啓発するもの、それぞれあり、それらをトータルして減らしていこうと考えております。

(委員)

1人1日当たりのごみの排出量が、全国平均に比べてかなり高く、驚きました。このような状況で、目標を達成するためには、かなり県が頑張らないといけないと思います。

市町村に意気込みが届くようにしないと難しいと思います。

(事務局)

第1回部会でも市町村への助言という話がありましたので、他の自治体の先進的な取り組みを情報提供する場を設ける等、検討していきたいと考えています。

(議長)

他に何かありますか。

(委員)

一般廃棄物や産業廃棄物と同様に、不法投棄についてもどれだけあって、どれだけ対応したか、というデータがあった方が、より、目標設定に活かしやすいと思います。

(事務局)

不法投棄については、数値的な目標設定が困難な部分があります。

例えば、不法投棄の量は、件数に比例していないので、大型の案件が1件あれば、それに伴って全体の不法投棄量も大幅に増加します。

また、不法投棄件数での設定も監視体制によるところがあり、監視員を増やす等により監視体制を強化した場合、発見件数が増えることが予測されるため、目標設定が非常に困難と考えます。

(委員)

そのとおりだと思います。

目標設定はしないとしても、これまでのデータを記載しても良いのではないかと思います。

(事務局)

計画の中の現状と課題として、記載します。

(議長)

不法投棄件数と量のデータを記載するのですか。

(事務局)

毎年度、不法投棄発見件数、量等を調査しているので、それを元にした統計、推移を記載する予定です。

(委員)

対処した量、代執行した量、適正処理に繋げた量を記載するのは難しいですか。

(事務局)

現在、県のホームページで、前年度の新規発見箇所数、量の他に、撤去したものを差し引いた年度末の残存量を掲載しています。

こちらの方で、現在の状況が分かるかと思います。

基本的には、不法投棄の撤去は、行為者が行うものであるため、指導の実態というよりは、年度末に残っている量ということになります。

(委員)

分かりました。ありがとうございました。

(議長)

他に何かありますか。よろしいでしょうか。それでは、次の議題に進みます。

#### (4) 廃棄物処理に係る課題と次期廃棄物総合計画での主な取組み・施策等について

(事務局)

資料「 廃棄物処理に係る課題と次期廃棄物総合計画での主な取組み・施策について」、資料「 各主体の役割と取り組むべき事項について」、資料「 廃棄物の発生抑制等のための県施策の推進について」を元に説明

(議長)

今の説明で、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

(委員)

現在海洋汚染等で問題になっているマイクロプラスチックやビニールなどは、最終的には人間の体に戻ってくると考えられています。

そのようなペットボトルについて、リサイクルの実施ということくらいしか記載されていないのですが、例えば、その後の回収業者までしっかりと追っていくことは可能なのでしょうか。

また、海外に輸出されたものが、適正に再利用や処理されずに、海洋汚染に繋がっているという話を聞くのですが、そういう所までも総合的に考えられるようなリサイクルシステムをお考えですか。

とても難しいことだと思うのですが、ここに1行書かれているような問題だけではないことが起こっているのか、それをどこまで施策の中に反映できるのか、出来れば良いという願いも込めて質問します。

(委員)

それに関連しまして、ペットボトルなどの廃プラスチック類については、現在、国も容器包装リサイクル法の中で、拡大生産者責任というのが議論されていると思います。

山梨県においても、市民団体・環境団体が、国に意見書を提出していただきたいということで議会に働きかけをし、ほとんどの議会で意見書を採択して下さったんですが、なかなか国を動かせないというところがあるので、県としてはこの問題についてどのような考えを持っているのか、また、どのように対応しようとしているのかお聞きしたいのです。

(事務局)

マイクロプラスチックに関して課題があることは承知しています。

環境への影響という意味では海洋汚染に非常に影響があるので、何かしら検討していかないといけない問題であると理解はしておりますが、海を持っていない本県としましては、直接的に施策として対応すべき課題があるとは考えてはおらず、リサイクルのシステムの中で海洋汚染やマイクロプラスチックについて記載することはないと思っております。

(委員)

海がある県とかない県とかは関係なく、結果的に私達の所に戻ってくるというところではリサイクルについてもしっかり考えていかないといけないということと、発生抑制に関しては、ペットボトルもボトル to ボトルを実際にやっているところもあるので、そういうことも含めて今後検討していく必要があるのではないかと思います。

(委員)

先程のご意見と関連すると思いますが、少し計画をビジュアル化するという意味では、例えば、ボトル to ボトルについては、山梨県にも工場があるサントリーでも行っているので、山梨県内にはこういう会社があり、こういうことやっているという例示をコメントに入れるといった作りをしたらどうかというのが1点です。

次に、不法投棄についてですが、県の中には不法投棄のネットワークみたいなものがあると思うので、推進及び強化など、もう少し施策として強く打ち出してはどうかと思います。

次に、災害廃棄物についてですが、市町村とのネットワークの強化やコミュニケーションを図るために、市町村の協議会で部会を作るなど、協議会をうまく活用していくことが考えられますので、記載してはどうかと思います。

もう一つ、これからやっていくテーマが幾つか上げられており、その中で食品ロスやレジ袋に係る対策があるのですが、県としてのキャッチフレーズを考えてみてはどうかと思います。

例えば、この計画書以外に県民用にA3サイズの用紙で概要版、PR版みたいなものを作るようであればキャッチフレーズが必要なのではないかと思います。

それで計画書の最初に全体的なもの、今回の構成であれば、法や3Rなどの図を入れるようであれば、その中にキャッチフレーズを入れるということを考えてみてはどうかと思います。

(委員)

今回の一連の計画に盛り込むかどうかは別ですが、容器リサイクル法のことをご指摘されたかと思いますが、容器リサイクル法の改正論議(の中で)は経済産業省と環境省の色々な意見の違いなどでストップしていると思うのですが、そうなりと実際に県レベルで何をやるのかというのが非常に難しいところではあります。

一方、ドイツの廃棄物施策等を見ますと、色々課題はあるのですが日本への教訓もありまして、先程も「キャッチフレーズ」と言っていました。例えば一つはコンセプトや原則を出すことです。

ドイツの場合はアピールが非常に上手ですが、山梨県としても環境先進県というのをよりアピールしていくことが、これからの産業誘致や県民の皆様が豊かに暮らすという意味でも非常に大事なことで、そういったコンセプトや原則に繋がるものを生み出していくのが重要かと思います。

(議長)

確かに県として一つの方向に向かっていくためのコンセプト等が出てくると非常に良いと思います。

(委員)

リサイクルすることによって市町村の費用負担が重くなってくるので、自治体は皆生産者責任の拡大を望んでいるのですが、なかなかうまくいかないのが現状だと思います。



横に習えという話ではなく、環境先進地として、地方から国に発信していくことが重要であると思います。

それによって国が変わっていくという場合もあるので、今後は更にそういう方向で進んで欲しいと思います。

山梨県独自の基本計画というものを考えていけたら良いと思っています。

(委員)

今回の計画の目玉は、1日1人当たりの家庭から排出するごみの量を550gにするということですが、そのためには「見える化」のため、各家庭どのくらい出しているのか情報提供が大事かと思います。

(事務局)

一般廃棄物なので、市町村の取り組みが第一かと思います。

550gは県の平均値なので、各市町村に平均値を示しながら、市町村の取り組みを随時フィードバックして一緒に取り組んでいきたいと思っています。

(議長)

行動に繋がるよう、見える化するという部分についてはどうですか。

(事務局)

市町村毎に数値にばらつきがあるので、その状況を市町村に情報提供し、取り組みを比べることで、更に各自の取り組みが進むのではないかと思います。

(委員)

環境省が見える化ツールというものを出しており、例えば、個人でも、CO2をいくら削減したか、レジ袋使わないところなど数値で分かりますので、こういったものをPRしたらどうかと思います。

また、EPRの話ですが、製造者だけではなく、流通が入らないと政策は上手くいかないと思います。

また、県民の方は、「EPR」と言ってもよく分からないと思うので、計画の中に、県民の方が見たときにわかりやすく、コメントでも入れて解説するようなことも良いと思います。

(委員)

不法投棄対策について、次期計画での主な取り組み施策をもう少し踏み込んで書くのであれば、他の自治体の取り組みを参考にしてもいいでしょうか。

例えば、群馬県桐生市や横浜市のように不法投棄の通報者に報奨金を出したり、郵便局や宅配業者、タクシー業者と連携協定を締結し、不法投棄を発見したら通報してもらうなどの取り組みがあると思います。

また、違反者が粗暴なことをすることがあり、丁寧な対応すればするほど相手方は凶に乗って増長するという指摘もあるので、警察官の派遣・出向、あるいは警察官OBを臨時職員として雇用し、そういう人に指導等をしてもらうと効果があると思います。

また、行政代執行を行うための基金などもあると思います。詳しく書こうと思えば書けるので、いかがでしょうか。

(事務局)

現在、環境整備課には派遣警察官がいます。協定については、トラック協会や建

設業協会、東京電力、中日本高速道路と相互協定を結んでおります。  
この他、ボランティアの監視協力員を登録しています。

(事務局)

今回は、計画の方向性を示しました。詳細については、素案の中に施策として記載させていただきます。

踏み込んで記載した方が良いというご意見でしたので、前回よりも、ボリュームを増やしたいと思います。

(委員)

家庭から排出されるごみを減らすために即効果があるのは、ごみ袋の料金を上げることだと思います。

ただ、市長が決めることなので、県の計画に記載することは難しいかもしれませんが、今回の資料の中に、ごみ袋の料金に係る記載はありますか。

(事務局)

資料の「3 市町村」のところに「ゴミ袋有料化の検討」と記載をしておりますが、より、分かりやすい表現にしたいと思います。

(委員)

参考ではありますが、名古屋で国際会議 E S D の会議がありまして、もし触れるのであればその引用ができるかと思います。

(議長)

他によろしいでしょうか。

次第5のその他について、何かありますか。

(事務局)

事務局から一点、スケジュールが当初予定より遅れましたが、今後のスケジュールとしましては、素案をお示しした後、パブリックコメントを行いたいと思います。

第3回の廃棄物部会は、12月下旬頃を予定しておりますので、詳細については、改めてご連絡します。

(議長)

以上で議事を終了させていただきます。ありがとうございました。